

薬生発0328第7号
平成29年3月28日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

「都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第90号)が告示され、平成29年4月1日から適用されることとなったため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の改正の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項第5号の規定に基づき都道府県知事に承認の権限が委任されている医薬部外品のうちビタミン含有保健剤について、その委任の範囲を次のとおり改正したこと。

(1) 剤形

剤形にゼリー状ドロップ剤を追加したこと。

(2) 効能及び効果の範囲

効能及び効果の範囲を次のとおりとし、ウ又はエを承認する場合は、申請に基づき効能及び効果の具体例(別添別表第十三の二参照)を併せて承認することを可能としたこと。

ア 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善

イ 疲労の回復・予防

ウ 虚弱体質(加齢による身体虚弱を含む。)に伴う身体不調の改善・予防

エ 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防

オ 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給

(3) その他

日本薬局方の改正等に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン含有保健剤の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。



別添

○厚生労働省告示第九十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十九条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第百八十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同日前に申請があつたごく少量のビタミン含有保健剤の製造販売の承認につきては、なお前項の別による。

同日前に申請のあつた後三日
平成二十九年三月二十八日

め。」

第十三号中「鑑部」の下に――セリ――
形」に改め、同号二を次のように改める。

二 効能及び効果

成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を効能及び効果としない。また、

(3)については別表第十三のIからIXまでに掲げる有効成分のいずれかを一種以上配合する場合、(4)については同表のIIからXIまでに掲げる有効成分のいずれかを一種以上配合する場合に、

同表のそれぞれの区分に掲げる効能及び効果を例示として付記することができる。

(2) (1)
体力・身体抵抗力又は集中力の維持・改善
疲労の回復・予防

4) (3) 虚弱体質（加齢による身体虚弱を含む）に伴う身体不調の改善・予防
日常生活における栄養不良による身体不調の改善・予防

(5) 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後

等の栄養補給

別表第十三を次のように改める。

区分	有効成分名	一日最大分量	一日最小分量
----	-------	--------	--------

I
A項
硝酸ビスチアミン
チアミン富比物直装盒
二五mg (一〇mg)
二五mg (一〇mg)
— mg

チアミンジスルフィド 一五 mg (一〇 mg) 一 mg

チアミンジセチル硫酸工ス
テル塩 (一五mg) (一〇mg)
二五mg (一〇mg)

	チアミン硝化物	一 mg
	二五 mg (100 mg)	

B項
オクトチアミン
ノロドアミン

セトチアミン塩酸塩水和物
一五mg (一〇mg)
mg m

ビスイブチアミン
ビスベンゾアミン

ビスベンチアミン
フルスルチアミン
三五鷗 (一〇鷗)
mg m

フルスルチアミン塩酸塩
プロペラミン
二五mg (一
三五g (〇 mg
二〇g (一
一一g mg

— mg m

卷之三

II	III	IV	V	VI		VII	VIII
				A項	B項		
フライビンアデニジヌクレオチドナトリウム	リボフラビン	リボフラビン酩酸エステル	リボフラビンリン酸エステル	リボフラビン水和物	ピリドキシン塩酸塩	二二mg	一一mg
リボフラビンナトリウム	リボフラビン	リボフラビン酩酸エステル	リボフラビンリン酸エステル	リボフラビン水和物	ピリドキシン塩酸塩	一一mg	二二mg
アスコルビン酸カルシウム	アスコルビン酸ナトリウム	塩酸ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン酢酸	塩酸ヒドロキソコバラミン	二mg	二mg
五〇mg	五〇mg	六〇μg	六〇μg	一〇〇mg	五mg	二mg	二mg
五〇mg	五〇mg	五mg	五mg	五mg	五mg	五〇mg	五〇mg

E項	D項	C項	B項	X												IX			
				A項			D項			C項			B項		A項				
ガムマオリザノール	オロチニ酸コリン	L-システィン塩酸塩水和物	DL-メチオニン	L-リシン塩酸塩	L-アルギニン	L-アスパラギン酸マグネシウム等量混合物	L-アスパラギン酸カリウム	L-アスパラギン酸カリウム	L-アスパラギン酸カリウム	ビオチン	葉酸	パンテノール	バントテン酸カルシウム	二コチニ酸アミド	六〇mg				
一〇mg	一五〇mg	一六〇mg	一六〇mg	一〇〇mg	一四〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	五〇〇μg	五〇〇μg	三〇〇mg	三〇〇mg	六〇mg					
五mg	一五mg	六〇mg	三〇mg	一〇mg	二四mg	一〇mg	二二mg	六mg	八mg	六mg	七・五mg	三mg	五mg	一〇mg	一〇〇mg	一二・五mg	一二mg		

XI(生薬)	F項											
	K項	J項	I項	H項	G項							
コウジン	アセンヤク ルチン水和物	イノシトール グリチルリチン酸ナトリウム	カフェイン水和物 無水カフェイン	グルクロノラクトン グルクロン酸アミド	グルクロノラクton フルクロン酸アミド	クエン酸鉄アンモニウム	フルマル酸第一鉄	グリセロリン酸カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム水和物
エキスの場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	五〇mg	九〇〇mg	一〇〇〇mg	一〇mg	三〇〇ng	三〇〇ng	三〇〇ng
エキスの場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	六〇mg	六〇mg	六〇mg	一〇〇mg	三〇〇ng	三〇〇ng	三〇〇ng
エキスの場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	一・五mg	一・五mg	一・五mg	一・五mg	三〇〇ng	三〇〇ng	三〇〇ng
エキスの場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	六六mg	六六mg	六六mg	一一〇mg	三〇〇ng	三〇〇ng	三〇〇ng

「バラミン」を「ヒドロキソコバラミン酢酸塩」に改め、(注) 13中「グルコン酸カルシウム」を「グルコン酸カルシウム水和物」に、「乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウム」を「乳酸カルシウム水和物 無水リン酸水素カルシウム及びリン酸水素カルシウム水和物」に改める。
別表第十三の二

別表第十三のXのJ項に掲げる有効成分又は同表のXIに掲げる有効成分のうちカラナを配合する場合には、別表第十三の二の規定にかかるわらず、「寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚めが悪い」を効能及び効果としない。